平成九年九月三十日 規則第三十五号

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 市営住宅の管理(第三条一第二十九条)

第三章 社会福祉事業等への活用(第三十条一第三十三条)

第四章 駐車場の管理(第三十四条一第四十四条)

第五章 補則(第四十五条一第五十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、川越市市営住宅条例(平成九年条例第六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第二条 条例第一条第二項に規定する市営住宅の名称、位置、戸数及び規格 については、別表第一のとおりとする。

第二章 市営住宅の管理

(入居の申込手続)

第三条 市営住宅の入居の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。) は、市営住宅入居申込書(様式第一号)を市長に提出しなければならない。

- 2 申込者は、次に掲げる書類を市長が指定する日までに提出しなければならない。
- 一 申込者及び当該申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)に係る住民票の写し
- 二 課税証明書その他の収入の額を証する書類
- 三 現に住宅に困窮している事実を証する書類
- 四 その他市長が必要と認める書類
- 3 条例第四条第一号から第七号までに規定する事由による申込者は、市営住宅 入居申込書に、前項各号に掲げる書類のほか、その者であることを証する書 類を添付しなければならない。
- 4 条例第四条第八号に規定する事由による申込者は、第一項及び第二項の規定 にかかわらず、市営住宅入居替申込書(様式第二号)に市長が別に指示する書 類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 5 申込者は、入居に当たり、申込者又は当該申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に掲げる書類を市長が指定する日までに提出しなければならない。
- 一 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「政令」という。)第六条第一項第二号に該当する者 同号に掲げる者であることを証する書類
- 二 政令第六条第一項第三号に該当する者 戦傷病者手帳の写し
- 三 政令第六条第一項第四号に該当する者 被爆者手帳の写し
- 四 政令第六条第一項第五号に該当する者 生活保護受給者証明書
- 五 政令第六条第一項第六号に該当する者 同号に掲げる者であることを証す る書類
- 六 政令第六条第一項第七号に該当する者 同号に掲げる者であることを証す る書類
- 七 政令第六条第一項第八号に該当する者 同号に掲げる者であることを証する書類
- 八 政令第六条第四項第一号に該当する者 児童相談所の長、知的障害者更正相談所の長、精神保健センターの長又は精神科の診療の経験を有する医師の発行する証明書
- 九 条例第八条第一項第一号に該当する者 同号に掲げる者であることを証する書類
- 十 条例第八条第一項第三号に該当する者 同号に掲げる者であることを証す る書類
- 十一 条例第八条第一項第六号に該当する者 同号に掲げる者であることを証する書類
- 6 申込者は、条例第七条第一項の規定による場合にあっては市長が定める期間 内に、条例第四条各号に規定する事由による場合にあっては随時、入居の申 込みをしなければならない。

(平一二規則五六・平一四規則七・平二一規則一四・一部改正)

(登録の時期)

第四条 条例第七条第一項の規定による市営住宅の入居の申込みを市長が定める期間内にした場合の登録の時期は、当該入居の申込みをした日の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(入居決定通知書)

第五条 条例第七条第二項の規定による通知は、市営住宅入居決定通知書(様式第三号)により行うものとする。

(登録の順位)

第六条 条例第八条第二項の規定による入居者の登録の順位は、市長が別に 定める住宅困窮度判定基準に従い定めるものとする。

(平二一規則一四·一部改正)

(登録結果等の通知)

第七条 市長は、前条の登録を行ったときは、その旨を市営住宅登録結果通知書(様式第四号)により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、公開抽選により入居者を選考した場合にあっては、市営住宅選考結果通知書(様式第五号)により当該選考に係る者に通知するものとする。 (市長が優先させる必要があると認める者)
 - 第八条 条例第八条第四項に規定する市長が定める要件は、次のとおりとする。
- 一 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第八条から第九条の二までの規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けて所持している者で、次のいずれかに該当するものである場合
- イ 同法第二十三条第一項第三号に規定する宿舎に現に入居している者
- ロ イに掲げる宿舎に入居したことのない者で、職業安定法(昭和二十二年法律 第百四十一号)第十九条の二に規定する職業紹介活動として公共職業安定所 の長の行う職業紹介により就職した後二年を経過していない者
- 二 次のいずれかに該当する親族のみと同居し、又は同居しようとする六十歳 以上の者である場合
- イ 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その 他婚姻の予約者を含む。)
- ロー十八歳未満の児童
- ハ 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者でその障害の程度が公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第二十六条で定める程度のもの
- ニ おおむね六十歳以上の者
- 三 申込者及び当該申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族が障害者 基本法第二条に規定する障害者でその障害の程度が公営住宅法施行規則第二 十六条で定める程度のものである場合

(平一四規則二九・平二一規則一四・一部改正)

(入居させる住宅についての配慮)

第八条の二 条例第五条に規定する老人等を入居させる住宅は、住戸面積四 十平方メートル以下のものとする。ただし、この規模により難い事情がある ときは、市長がその都度定める住宅とする。

(平一一規則二・追加)

(入居請書)

第九条 入居決定を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、市営住宅入 居請書(様式第六号)に市長が別に指示する書類並びに連帯保証人の印鑑証明 書及び源泉徴収票又は課税証明書その他の収入の額を証する書類を添付して、 市長に提出しなければならない。

(平二一規則一四・一部改正)

(入居可能日の通知)

第十条 市長は、入居決定者に対し、市営住宅入居日通知書(様式第七号)により通知するものとする。

(入居完了届)

第十一条 入居決定者が市営住宅に入居を完了したときは、当該入居を完了した日から七日以内に市営住宅入居完了届(様式第八号)に住民票の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(同居の承認)

第十二条 条例第十一条第一項に規定する同居の承認を受けようとする入居者は、市営住宅同居承認申請書(様式第九号)に同居をさせようとする者の住民票の写し及び課税証明書その他の収入の額を証する書類並びに市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認をしたときは、当該申請をした者に対し、市営住宅同居承認書(様式第十号)を交付するものとする。

(平二一規則一四・一部改正)

(入居者地位の承継)

第十三条 条例第十二条第一項に規定する承認を受けようとする者(以下この条において「地位承継申請者」という。)は、市営住宅入居者地位承継承認申請書(様式第十一号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 一 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- 二 地位承継申請者と入居者との関係を証する書類
- 三 地位承継申請者の収入の額を証する書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継申請者に対し、 市営住宅入居者地位承継承認書(様式第十二号)を交付するものとする。

3 前項の承認書の交付を受けた者は、連帯保証人二人の連署する市営住宅入居 請書に市長が別に指示する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (平二一規則一四・一部改正)

(連帯保証人の変更手続)

第十四条 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、市営住宅連帯保証人変更承認申請書(様式第十三号)に当該変更後の連帯保証人の印鑑証明書及び源泉徴収票又は課税証明書その他の収入の額を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、 市営住宅連帯保証人変更承認書(様式第十四号)を交付するものとする。
- 3 第一項の規定は、連帯保証人に次の各号のいずれかの事由が生じた場合において、連帯保証人を変更すべきときについて準用する。
- 一死亡
- 二 住所又は居所の不明
- 三後見開始、保佐開始又は補助開始の審判
- 四 失業その他の事由による保証能力の著しい低下又は喪失

(平一二規則二○・平二一規則一四・一部改正)

(家賃算定に当たって乗じる数値)

第十五条 市長は、条例第十三条第二項の数値を定めるに当たり、市営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、市営住宅の設備その他の当該市営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案するものとする。

2 条例第十三条第三項に規定する近傍同種の住宅の家賃は、市長が定める。 (家賃の納付)

第十六条 入居者は、市営住宅家賃納付通知書(様式第十五号)により家賃を納付するものとする。

(収入申告の方法)

第十七条 条例第十四条第一項の規定による収入に関する申告は、収入申告書(様式第十六号)に課税証明書その他の収入の額を証する書類を添付して、行うものとする。

(収入認定の通知等)

第十八条 条例第十四条第三項の規定による収入の額の認定の通知は、収入認定通知書(様式第十七号)により行うものとする。

2 市長は、条例第二十六条第一項に規定する収入超過者の認定をしたときは、 前項の規定にかかわらず収入認定兼収入超過者認定通知書(様式第十八号)に より通知するものとする。

- 3 条例第二十六条第二項の規定による高額所得者の認定の通知は、高額所得者 認定通知書(様式第十九号)により行うものとする。
- 4 条例第十四条第四項又は第二十六条第三項の規定により意見を述べようと する入居者は、収入認定・収入超過者認定・高額所得者認定に対する意見申 出書(様式第二十号)に事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなけれ ばならない。
- 5 市長は、条例第十四条第四項又は第二十六条第三項の規定により収入の額の 認定を更正したときは、意見を述べた入居者に対し、収入認定・収入超過者 認定・高額所得者認定更正通知書(様式第二十一号)により通知するものとす る。

(家賃及び敷金の減免等)

第十九条 家賃又は敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃(敷金)減免・徴収猶予申請書(様式第二十二号)に事実を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請による家賃又は敷金の減免又は徴収の猶予をしたときは、当該申請をした者に対し、市営住宅家賃(敷金)減免・徴収猶予通知書(様式第二十三号)により通知するものとする。

(入居の証明)

第二十条 市長は、入居の証明について、市営住宅入居証明書(様式第二十四号)により行うものとする。

(不使用の届出)

第二十一条 条例第二十二条の届出は、市営住宅不使用届出書(様式第二十五号)により行うものとする。

(用途の併用)

第二十二条 条例第二十四条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、 市営住宅用途併用申請書(様式第二十六号)に市長が別に指示する書類を添付 して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、 市営住宅用途併用承認書(様式第二十七号)を交付するものとする。

(模様替え等)

第二十三条 条例第二十五条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする者は、市営住宅模様替え(増築)承認申請書(様式第二十八号)に市長が別に指示する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、 市営住宅模様替え(増築)承認書(様式第二十九号)を交付するものとする。 (平二一規則一四・一部改正)

(異動届)

第二十四条 入居者は、同居する親族に異動のあったときは、当該異動があった日から三週間以内に市営住宅入居世帯異動届(様式第三十号)に当該異動後の住民票の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第二十五条 条例第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する市営住宅の明渡しの請求は、高額所得者明渡請求書(様式第三十一号)により行うものとする。

(高額所得者から徴収することができる金銭の額)

第二十六条 条例第三十条第二項に規定する市長が定める額は、近傍同種の 住宅の家賃の額の二倍に相当する額とする。

(市営住宅の明渡しの届出)

第二十七条 条例第三十八条第一項の規定による届出は、市営住宅明渡届出書(様式第三十二号)により行うものとする。

(市営住宅の明渡し請求)

第二十八条 条例第三十九条第一項の規定による市営住宅の明渡しの請求は、 市営住宅明渡請求書(様式第三十三号)により行うものとする。

(明渡しの請求を受けた者から徴収することができる金銭の額)

第二十九条 条例第三十九条第三項及び第四項に規定する明渡しの請求の日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間について徴収する金銭の額は、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額とする。

第三章 社会福祉事業等への活用

(社会福祉法人等の使用手続)

第三十条 条例第四十一条第一項の規定による市営住宅の使用の許可を受けようとする社会福祉法人等(条例第四十条に規定する社会福祉法人等をいう。以下同じ。)は、市営住宅使用申請書(様式第三十四号)に市長が別に指示する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 条例第四十一条第二項の規定による許可の可否の通知は、許可する場合にあっては市営住宅使用許可書(様式第三十五号)により、許可しない場合にあっては市営住宅使用不許可書(様式第三十六号)により行うものとする。
- 3 市長は、条例第四十一条第三項の規定により市営住宅の使用開始日を定める 場合は、市営住宅の使用開始可能日から十四日以内の日を定めるものとする。

4 市営住宅の使用の許可を受けた社会福祉法人等は、当該使用を開始した日から七日以内に市営住宅使用開始届(様式第三十七号)に市長が別に指示する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(使用料の額)

第三十一条 条例第四十二条第一項に規定する市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(申請内容の変更)

第三十二条 条例第四十五条に規定する使用許可申請の内容の変更の許可を 受けようとする社会福祉法人等は、市営住宅使用変更申請書(様式第三十八 号)に市長が別に指示する書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請について、変更を許可する場合にあっては市営 住宅使用変更許可書(様式第三十九号)を、許可しない場合にあっては市営住 宅使用変更不許可書(様式第四十号)を当該申請をした社会福祉法人等に対し、 交付するものとする。

(使用許可の取消し)

第三十三条 条例第四十六条に規定する使用許可の取消しは、市営住宅使用許可取消通知書(様式第四十一号)により行うものとする。

第四章 駐車場の管理

(駐車場の位置等)

第三十四条 共同施設として設置する駐車場の名称及び位置並びに使用料の 額は、別表第二のとおりとする。

(駐車場の使用の申込み)

第三十五条 条例第四十九条第一項の規定による駐車場の使用の申込みは、 市営住宅駐車場使用申込書(様式第四十二号)に当該使用に係る自動車の道路 運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十八条に規定する自動車検 査証の写しを添付して行うものとする。

2 前項の駐車場の使用に係る自動車の自動車検査証の使用者の欄が入居者又 は同居者以外の者である場合は、市営住宅駐車場使用申込書に貸与証明書(様 式第四十三号)を添付しなければならない。

(駐車場の使用決定通知)

第三十六条 条例第四十九条第二項の規定による決定の通知は、市営住宅駐車場使用決定通知書(様式第四十四号)により行うものとする。

(駐車場使用請書)

第三十七条 条例第五十一条第一項に規定する規則で定める書類は、市営住宅駐車場使用請書(様式第四十五号)とする。

(駐車場使用開始日の通知)

第三十八条 条例第五十一条第四項の規定による使用開始の通知は、市営住宅駐車場使用開始日通知書(様式第四十六号)により行うものとする。

(駐車場使用料の納付)

第三十九条 入居者は、市営住宅駐車場使用料納付通知書(様式第四十七号)により駐車場使用料を納付するものとする。

(申請内容の変更)

第四十条 第三十六条の決定の通知を受けた者は、当該決定に係る自動車を変更しようとするときは、市営住宅駐車場自動車変更届(様式第四十八号)に変更後の自動車の自動車検査証の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(駐車場使用料の減免等)

第四十一条 条例第五十二条第二項の規定による駐車場の使用料の減免又は 徴収の猶予を受けようとする駐車場の使用者は、市営住宅駐車場使用料減 免・徴収猶予申請書(様式第四十九号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請による減免又は徴収猶予することとしたときは、 同項の申請をした者に対し、市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予通知書(様 式第五十号)により通知するものとする。

(保管場所の証明)

第四十二条 市長は、自動車の保管場所の証明について、市営住宅駐車場使 用許可証明書(様式第五十一号)により行うものとする。

(駐車場の明渡し請求)

第四十三条 条例第五十四条第一項の規定による駐車場の明渡しの請求は、市営住宅駐車場明渡請求書(様式第五十二号)により行うものとする。

(駐車場の明渡しの届出)

第四十四条 駐車場の使用者が当該駐車場を明け渡そうとするときは、明渡 しの予定日の五日前までに市営住宅駐車場明渡届出書(様式第五十三号)を市 長に提出しなければならない。

第五章 補則

(住宅管理人の委嘱)

第四十五条 市長は、条例第五十六条第三項の規定により、住宅管理人を置く場合にあっては市営住宅の入居者のうちから住宅管理人を選任し、委嘱するものとする。

(住宅管理人の業務)

第四十六条 住宅管理人は、住宅監理員の指示に従い、次の業務に従事する ものとする。

- 一 市営住宅及び共同施設の維持管理及び破損の報告に関する業務
- 二 申請書の受付及び承認書等の配布に関する業務
- 三 家賃等の決定、納付等に関する文書等の配布に関する業務
- 四 その他住宅監理員の指示する業務

(住宅管理人の解職)

第四十七条 市長は、住宅管理人が次の各号のいずれかに該当する場合は、 これを解職することができる。

- 一 市営住宅を退去したとき。
- 二 住宅管理人として不適当な行為があったとき。
- 三 その他やむを得ない事情があると認めるとき。

(住宅管理人に対する報償金)

第四十八条 市長は、別に定める市営住宅管理人事務取扱要綱により、住宅 管理人に対し報償金を支払うものとする。

(身分証明書)

第四十九条 条例第五十七条第三項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第五十四号)とする。

(管理代行者に係る読替え)

第五十条 条例第五十九条の規定により埼玉県住宅供給公社が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合における第三条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四条、第七条、第八条の二、第九条から第十四条まで、第二十条、第二十二条から第二十四条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十七条並びに第四十八条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長」とする。

(平二一規則一四・全改)

(その他)

第五十一条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平二一規則一四・旧第五十二条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。
 - (川越市市営住宅の設置及び家賃に関する規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- 一 川越市市営住宅の設置及び家賃に関する規則(昭和五十二年規則第一号)

- 二 川越市市営住宅設置及び管理条例施行規則(昭和五十二年規則第六号) (川越市再開発住宅店舗条例施行規則の一部改正)
- 3 川越市再開発住宅店舗条例施行規則(昭和五十七年規則第十六号)の一部を 次のとおり改正する。

〔次のよう〕略

(川越市会計規則の一部改正)

4 川越市会計規則(平成六年規則第十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一○年二月二五日規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年三月一日規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十 一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月三一日規則第二○号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年九月二八日規則第五六号)

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月一九日規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年二月二五日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年四月一日規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年九月二〇日規則第五〇号)

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則(平成一五年三月七日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年九月二九日規則第四五号)

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則(平成二一年三月二五日規則第一四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 川越市附属機関の委員の報酬に関する規則(平成六年規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 川越市行政組織規則(平成十九年規則第三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二二年一月四日規則第一号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年三月二六日規則第一六号)抄(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表第1(第2条関係)

団地名称	位置	戸数	規格					
			建設年度	構造	住戸面積			
月吉町	月吉町16番地2	34戸	昭和40年度	簡易耐火構 造2階	39. 33m²			
		10戸	昭和41年度	簡易耐火構 造2階	39. 33m²			
		12戸	昭和42年度	簡易耐火構 造2階	42.64m ²			
		24戸	昭和43年度	中層耐火構 造4階	44. 30m ²			
		16戸	昭和44年度	中層耐火構 造4階	41.80m ²			
藤倉	大字藤倉33番地	12戸	昭和44年度	簡易耐火構 造2階	42.74m ²			
笠幡	大字笠幡1550番地	18戸	昭和44年度	簡易耐火構 造2階	42.74m ²			
		4戸		簡易耐火構 造2階	39. 70m ²			
寿町2丁目	寿町2丁目306番地	30戸	昭和45年度	中層耐火構 造5階	46. 00m ²			
		24戸		中層耐火構 造4階	42.70m ²			
		30戸	昭和46年度	中層耐火構 造5階	47. 16m ²			
		18戸		中層耐火構 造3階	47. 16m ²			
		50戸	昭和47年度	中層耐火構 造5階	51. 07m ²			
		16戸		中層耐火構 造4階	51. 07m ²			
		30戸	昭和48年度	中層耐火構 造5階	54. 70m ²			
仙波町4丁目氷川	仙波町4丁目20番地1	40戸	昭和48年度	中層耐火構 造5階	54. 70m ²			
的場	大字的場2472番地	60戸	昭和49年度	中層耐火構 造5階	60. 67m ²			
		40戸	昭和50年度	中層耐火構 造5階	60. 67m ²			
		35戸	昭和52年度	中層耐火構 造5階	64. 36m ²			
		30戸	昭和53年度	中層耐火構 造5階	66. 11m ²			
岸町1丁目南	岸町1丁目20番地21	2戸	昭和53年度	低層耐火構 造2階	63. 91m ²			
		9戸	昭和57年度	中層耐火構 造3階	69.86m ²			
		2戸		低層耐火構 造2階	63. 91m ²			
仙波町2丁目	仙波町2丁目20番地5	28戸	昭和54年度	中層耐火構 造3階	67. 44m ²			

		16戸	昭和55年度	中層耐火構造3階	69. 26m²
		14戸		中層耐火構造3階	67. 44m ²
		8戸	昭和56年度	中層耐火構 造3階	69. 26m²
		20戸		低層耐火構 造2階	68.90m ²
岸町1丁目東	岸町1丁目21番地1	24戸	昭和57年度	中層耐火構造3階	67.46m ²
仙波町1丁目南	仙波町1丁目4番地21	21戸	昭和58年度	中層耐火構 造3階	68.49m^2
		12戸	昭和61年度	中層耐火構 造3階	67. 50m ²
仙波町1丁目北	仙波町1丁目8番地1	18戸	昭和59年度	中層耐火構 造3階	72. 20m²
		6戸	昭和60年度	中層耐火構 造3階	76. 28m²
		9戸	Î	中層耐火構 造3階	72.86m²
		6戸	昭和61年度	低層耐火構 造2階	64.75m ²
岸町1丁目カシの木	岸町1丁目43番地2	20戸	昭和62年度	中層耐火構造4階	68.64m ²
小堤	大字小堤152番地18	30戸	平成元年度	中層耐火構造5階	71.93 m 2
		40戸	平成2年度	中層耐火構 造5階	71.93m ²
		30戸	平成3年度	中層耐火構造5階	71.93 m 2
小仙波町1丁目	小仙波町1丁目5番地7	18戸	平成4年度	中層耐火構造3階	66. 00m ²
岸町1丁目北	岸町1丁目14番地7	12戸	平成5年度	中層耐火構 造4階	71. 43m²
		12戸	Î	中層耐火構 造4階	66. 00m ²
寿町2丁目南	寿町2丁目316番地1	32戸	平成6年度	中層耐火構 造4階	71.93m ²
		18戸	平成7年度	中層耐火構造3階	71.93 m 2
岸町3丁目	岸町3丁目15番地4	12戸	平成9年度	中層耐火構	69. 92m²
		4戸		造4階	$39.66 \mathrm{m}^2$
月吉町北	月吉町9番地7	94戸	平成13年度	高層耐火構 造6階	54. 58m ²
		50戸	平成13年度	中層耐火構 造5階	57. 50m ²

別表第2(第34条関係)

名称	位置	使用料	区画数
小堤団地駐車場	川越市大字小堤152番地18	5,000円	92区画
小仙波町1丁目団地駐車場	川越市小仙波町1丁目5番地7	6,500円	11区画
岸町1丁目北団地駐車場	川越市岸町1丁目14番地7	6,000円	14区画
寿町2丁目南団地駐車場	川越市寿町2丁目316番地2	6,000円	28区画
岸町3丁目団地駐車場	川越市岸町3丁目15番地4	6,000円	12区画

登録番号

市営住宅入居申込書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

川越市市営住宅条例第7条第2項の決定を受けたいので、同条第1項の規定により関係書類を添付して申し込みします。

	郵	便番	号		川越市												
申	₹			住	所	方書()
込者	氏		名	フリ	ガナ				! ! ! ! ! !					- (J)	自宅	它電話番号
	170		4 1				!	-	; ; ;						19		_
#*L	名		称											職	種		
勤務先	所在	本	社	Ŧ										電			
	地地	勤務	旁地	₹										話			
工日	l,	続	柄	氏	名	性別	生年	月	日	年歯	÷	居	住	職業	年月得金	間所 金額	障害の部 位・級
境に同	とする親族	本	人			男女											
現に同居し、	親族					男女						同•	別				
						男女						同•	別				
又は同居しよう						男女						同•	別				
しよう						男女						同•	別				
						男女						同•	別				

※建築住宅課使用欄

	全申込者の提 出書類名	要	・有	該当者のみの 提出書類名	要・	・有
泺	世帯全員の住 民票			身体障害者手 帳の写し等		
添	課税証明書			生活保護受給 者証明書		
付	非課税証明書			退職証明書等		
	給与支払証明 書			健康保険証の 写し		
書	事業所得等収 支明細書			戸籍謄本		
類	賃貸契約書の 写し			外国人登録済 証明書		
刔	家屋固定資産 評価証明書			婚約証明書		
	現在の住居状 況申立書			その他		

	優	先		世	帯	
母	老	障	生	多	特	その
子	人	害	保	子	低	他
世	帯	構	成	年	月	日
	•		年	月	日	
受付	才者名	3				

市営住宅入居替申込書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

申込者氏名

市営住宅の入居者相互に入れ替わることについて、川越市市営住宅条例第7条第2項の決定を受けたいので、関係書類を添付して次のとおり申し込みします。

申	フリガ	ナ 名							男	· 女	生	年月	日日		年	Ē J]	日
'	現在入	、居	郵	便番	号	Ŧ			電影	話番兒	를							
込	してい	る	所	在	地	川越	市				•							
	市営住	宅	団:	地名	称					団地		住名番号			号棋	į	号	·室
者	#1. ₹/৮	44-	名		称					電番	話							
	勤務	先	所	在	地					'		1						
	続	柄	氏			名	年	齢	職	業	勤	務先	名利	所		在		地
同民																		
同居している親族																		
いる弱																		
族																		
入れ	替わり	を	所	在	地	川越	市											
希望	する市	i 営		地名						団地		住 年番 号			号棋	į	号	室
住宅	及び理	曲		在の 者名						電番	話号							
入れ	替わりを	希望	望する	る理	由													

市営住宅入居決定通知書

様

川越市長 [印 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが 年 月 日付けで行った川越市市営住宅条例第7条第1項の規定による 申込みに係る市営住宅の入居については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 所在地 川越市
- 2 団地名称及び住宅番号 団地 号棟 号室
- 3 敷金

入居時における家賃の3月分

円。

4 入居時の家賃

月額 円。ただし、川越市市営住宅条例(以下「条例」という。)第13条の規定による収入の申告に基づき、毎年度、家賃を算出する。

5 収入超過者及び高額所得者の認定

入居日から3年を経過した後引き続いて入居する場合において、収入が条例第5条第2号の金額を超えるときは、条例第26条第1項の規定により収入超過者として認定する。また、入居日から5年を経過し、かつ、最近2年間の収入が公営住宅法施行令第9条に規定する金額を超える場合においては、高額所得者として認定し、明渡し請求をする。

6 入居者及び同居者氏名

あなたと同居できる者は次の者に限ります。

続	柄	氏 名	生	年	月	日	続	柄	氏	名	生	年	月	日
本	人													

第号年月

市営住宅登録結果通知書

様

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが 年 月 日付けで行った川越市市営住宅条例第7条第1項の規定による申 込みに基づき、同条例第8条第2項の規定による登録を下記のとおり行ったので通知します。

記

1 登 録 順 位 第 番

第号年月日

様

川越市長 <u></u> (埼玉県住宅供給公社の理事長)

市営住宅選考結果通知書

あなたが 年 月 日付けで行った川越市市営住宅条例第7条第1項の規定による申込みに基づき、同条例第8条第3項の規定による公開抽選を行い、その結果は下記のとおりなので通知します。

記

1 抽選結果 ○当選 ○落選 ○補欠(順位 番目)

市営住宅入居請書

年 月 日

(印)

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

 入 居 者 現住所

 氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名 電 話 続 柄 職 業

連帯保証人 住 所 氏 名 電 話 続 柄 職 業

年 月 日付け第 号をもって次の市営住宅の入居(入居者地位の承継)の決定(承認)を受けましたことについて下記の条件を誠実に厳守し、義務を履行することを連帯保証人と連署の上お届けいたします。

1 市営住宅の所在地 川越市

2 団地の名称及び住宅番号 団地 号棟 号室

3 敷金(入居時における家賃の3月分) 円

4 入居時の家賃 月額 円

ただし、川越市市営住宅条例第13条の規定による収入申告に基づいて、毎年度、家賃 を算出する。

- 1 連帯保証人は、入居者とともに連帯責任を有することを承諾し、入居者の一切の行為に基づく負担を支弁すること。
- 2 市長が必要と認めて明渡しを請求したときは、これに要する一切の費用を入居者において負担の上、市営住宅を返還すること。
- 3 公営住宅法、公営住宅法施行令、川越市市営住宅条例、川越市市営住宅条例施行規則等 の諸規程を厳守すること。

市営住宅入居日通知書

年 月 日

様

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

川越市市営住宅条例第10条第5項の規定により、市営住宅の入居可能日を下記のとおり通知します。

記

- 1 所 在 地 川越市
- 2 団地の名称及び住宅番号

団地 号棟 号室

3 入居可能日 年 月 日

様式第8号(第11条関係)

市営住宅入居完了届

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

所 在 地川越市団地の名称及び住宅番号団地 号棟 号室入居者氏名印電 話 番 号

川越市市営住宅条例第10条第6項に規定により、 年 月 日に市営住宅に入居を完了しました。つきましては、下記の条件を厳守するとともに関係書類を添えて、届け出します。

- 1 犬、猫等の動物の飼育をしないこと。
- 2 団地内の通路及び路上に駐車をしないこと。

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

所 在 地 川越市団地の名称及び住宅番号団地 号棟 号室氏 名

川越市市営住宅条例第11条第1項の規定により、下記により市営住宅の同居の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

同す	氏	名	生	年	月	日	年	齢	続	柄	年間総所得金額
居るし者											
よのう状											
と況											
	承認を										

市営住宅同居承認書

年 月 日

様

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが 年 月 日付けで申請した市営住宅の同居の承認については、下 記のとおり承認します。

続柄	氏	名	生	年	月	日
承認の	条件等					

市営住宅入居者地位承継承認申請書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

所 在 地 川越市 団地名称及び住宅番号

団地 号棟 号室

氏 名

川越市市営住宅条例第12条第1項の規定により、市営住宅入居者地位を承継することについて承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

市営住宅入居者地位承継承認書

年 月 日

様

川越市長 [印 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが 年 月 日付けで申請した市営住宅の入居者地位の承継については、申請のとおり承認します。

なお、あなたと同居できるのは、次の者に限ります。

続柄	氏	名	生	年	月	日

市営住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

団地の名称及び住宅番号 団地 号棟 号室

入居者氏名 住 所 電話番号

旧連帯保証人

氏 名 住 所 電話番号

新連帯保証人

氏 名 住 所 電話番号

川越市市営住宅条例施行規則第14条第1項の規定に基づき、下記の理由により、市営住宅の連帯保証人を変更したいので、関係書類を添付して申請します。

記

理 由

市営住宅連帯保証人変更承認書

年 月 日

様

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが 年 月 日付けで申請をした市営住宅連帯保証人の変更について、 申請のとおり承認します。 (1)

年度 市営住宅家賃納付通知書

本書のとおり納めてください。

年 月 日

印

様

川越市長

川越市 課

電話

(2)

年度 川越市市営住宅家賃領収済証

納入通知番号 住 宅 番 号

月分 家賃 円	月分 家賃 円	月分家賃 円	月分 家賃 円	月分 家賃 円	月分 家賃 円	
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印	
納 自年月日期 至年月日						

(3)

年度

平月

川越市市営住宅家賃

÷

年度 川越市市営住宅家賃

月分納付済通知書

納期限 年 月 日

月分納付書

様

納付通知番号	
領収日付印	月分 家賃 円
	上記のとおり 納付します。

(取扱金融機関保管)

| 納付通知番号 住 宅 番 号 | 値収日付印 | 納 期 限 | 月分 家賃 円 | 本書のとおり 通知します。

年度 収入 申告書

(提出先) 川越市長 年 月 日 整 理 番 号

Ŧ

住 所

川越市市営住宅条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、私及び同居の親族の 年 1 月 1 日から 年 12 月 31 日までの収入について証明書を添えて申告します。

団 地 名名義人氏名

話

雷

団地 号棟 号室

号室 住宅コード 登録コード

(FI)

	続	柄	フ リ ガ ナ 氏 名	生年月日	年 齢	勤務先名所在地	勤務先電話番号	年間収入(円)	年 間 所 得 (円)	備考
1	名義	人								
2										
3										
4										
5										
6										

収入申告の仕方

- 1 氏名、生年月日等に誤りがないか確認し、誤りがある場合には━線で消して欄内の余白に正しく記入してください。また、転出、死亡等の場合は━線で削除し、出生等の場合は、追加記入してください。
- 2 提出期限までには必ず提出してください。提出されないと、近傍同種家賃(近隣の民間住宅を勘案して算出した家賃)がかかります。

様

川越市長

FI

収入認定通知書

あなたの収入金額(同居の親族の収入を含む。)を次のように認定しましたので、川越市市営住宅条例第14条第3項 の規定により通知いたします。

住宅番号			J	人居年月	日			収入	基準認定基	基準日				
収入認定額			円	収	入認定	月額		円		家賃	:		円	
	年	月	日か	S	年	月	日ま 記		算出村	艮拠につい	ては、	下記(のとおりです。	
所得者氏》	名	所	得 額	į	控除	内容	人数	控 除 額	近	傍同種の個	主宅の家	京賃 A	円	
					扶養	親族				家賃算定	基礎額	В	円	
				円	1/(12/	1900)	人	Р	9	平成21年 の本来家	E3月分 賃月額	i C	円	
			円		老人扶養円		人	Р	9 B>	本来家賃月額 B×K×L×M×N D		D	円	
			ш		特定扶養			п		家賃負担	Е			
				円	障 害	: ≯	人	Р	(D	家賃負担i -C)×E		F	円	
			円			ī 11	人	Р		家賃負担記 家 賃 - F		り 質 G	円	
			円		円	特別障害者		人	P	Ц	収入基準超過の有無裁量階層の有無			
					寡婦・	寡婦・寡夫								
				円			人	<u> </u>		収入超過の	の加算薬	H		
				円			人	Р		収入超過の ーG)×H	の加算物		円	
合計				円	控除~	合計		Р		本来家賃	負担額	J	円	
市町村立地係	K			規模	係数 L		子页山		M	Vetor Futo	利便性	1		

[※] 上記の決定に対して意見のある方は、この通知を受け取った日から30日以内に「収入認定・収入超過者認定・ 高額所得者認定に対する意見申出書」により意見を述べることができる。

第号年月

様

川越市長

同

収入認定兼収入超過者認定通知書

あなたの収入金額(同居の親族の収入を含む。)を次のように認定しましたので、川越市市営住宅条例第14条第3項 及び同条例第26条第1項の規定により通知いたします。

住宅番号		J			日	_		収入基準認	定基準日						
収入認定額		Р	収入認定月額		円		家	賃		円					
年	月	日から	年	月	日	まで適 記	用の家賃算出	根拠について	ては、下記	のと	おりです。				
所得者氏》	名	所 得	額	控除内	容	人数	控 除 額	近傍同種	の住宅の家	定賃 A	円				
				 扶養親	佐			家賃賃	草定基礎額	В	円				
				1八段机	J.N.T.	人	F	平成2	21年3月分 k家賃月額	С	円				
			円	老人扶養		人	Е		本来家賃月額 B×K×L×M×N		円				
		円		特定扶養		人	F		家賃負担調整率						
							者	八		家賃負 (D-C)×	担調整減8 E 担調整後 <i>0</i>	F	円		
			円			人	F] 家具 家 賃 D-F	更明主及 [©] 量 月 客	頁 G	円				
			円	特別障害者		人	F	収入基準	単超過の有	無					
				寡婦・須	寡夫	· ·			裁量階層の有無						
			円		H					人	<u> </u>		収入超過の加算率 H		
			円			人	F	収入超 (A-G)×	過の加算額 H	頁 I	円				
合計			円	控除合	計		P.	本来》 G+I	家賃負担額	J	円				
K		規模	孫数 L	. \ > !	は四け		が M 20日11内2	利便性	N	J					

[※] 上記の決定に対して意見のある方は、この通知を受け取った日から30日以内に「収入認定・収入超過者認定・ 高額所得者認定に対する意見申出書」により意見を述べることができる。

第号年月

様

川越市長

高額所得者認定通知書

下記のとおり、あなたを高額所得者として認定したので、川越市市営住宅条例第26条第2項の規定により、通知します。

記

最近2年間の 年度 円

認定所得月額 年度 円

※ 認定月額が、 円を超えると高額所得者として認定されます。

収入認定・収入超過者認定・高額所得者認定に対する意見申出書

年 月 日

(提出先) 川越市長

所 在 地 川越市

団地名称及 び住宅番号

団地 号棟 号室

申出者氏名電話番号

(印)

収入認定・収入超過者認定・高額所得者認定に対し証明書等を添えて、下記のとおり意見の申出をします。

100	氏	名	続 柄	生	年	月	日	勤務先又は事 業所の所在地 及び名称	収入の種類	年間総収入額 (上段) 年間総所得額 (下段)
居し										
ていて										
同居している親族の										
状										
況										
申出の理由										

- (注) 1 収入の種類欄には、給与所得、事業所得、年金の別を記入してください。
 - 2 申出の理由欄には、収入認定通知書の交付を受けた者にあっては収入認定に対する申出の理由を、収入認定兼収入超過者認定通知書の交付を受けた者にあっては収入認定又は収入超過者認定に対する申出の理由を、高額所得者認定通知書の交付を受けた者にあっては高額所得者認定に対する申出の理由を記入してください。
 - 3 添付書類
 - (1) 収入金額が減少した場合にあっては、課税証明書
 - (2) 同居をしている親族が増えた場合にあっては、住民票の写し
 - (3) 収入を有する者が退職し、転出し、又は死亡した場合にあっては、退職証明書、住民票の写し又は戸籍謄本

第号年月

様

川越市長

印

収入認定・収入超過者・高額所得者認定更正通知書

年 月 日付けで通知しました収入認定・収入超過者認定・高額所得者認定について、あなたからの意見の申し出があり審査した結果、下記のとおり更正をしたので通知します。

住宅番号			j	入居年月日				収入基準認定基準日				
収入認定額	円		収	収入認定月額			円	家	出		円	
	年	月	日	から	年	月	日ま 記	で適用の家賃	算出根拠につい	ては、下	記の	とおりです。
所得者氏》	名	所	得	額	控除	内容	人数	控 除 額	近傍同種の		重 A	円
					 扶養	 親族			家賃算欠	E基礎額 	В	円
				円			人	μ.	平成21年 の本来家	子(生) 日 安百	С	円
			円	老人扶養円		人	F.		本来家賃月額 B×K×L×M×N D		円	
			円	特定扶養		人	F.	家賃負担		Е		
				1	障害	害者	八	1.	── 家賃負担 (D-C)×E		F	円
				円				μ.	家賃 家賃 D-F	月 額	G	円
				円	特別障害者		人	F.	収入基準制	超過の有無		
			Ш	寡婦・	・寡夫		п	裁量階層	愛の有無			
				円			人	F.			Н	
				円			人	ĮF.	収入超過 (A-G)×H	の加算額	Т	円
合計				円	控除	合計		F.	本来家賃	賃負担額	J	円
市町村立地係	系数 K			規模	係数 L			経過経年係数	C 1	利便性係	系数 N	

市営住宅家賃(敷金)減免·徵収猶予申請書

年 月 日

(提出先) 川越市長

所在地川越市団地名称及び住宅番号団地号棟号室入居者氏名電話番号

川越市市営住宅条例第15条(第17条第2項)の規定に基づき、下記の理由により、市営住宅の家賃(敷金)の減免・徴収猶予を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

理 由

市営住宅家賃(敷金)減免·徵収猶予通知書

様

川越市長

囙

あなたが、 年 月 日付けで申請した家賃(敷金)の減免・徴収猶予については、 下記のとおり承認したので通知します。

	期	間	月 額 (円)	減 免 決 定 額 (円)	納付すべき額 (円)
減免	年年				
徴収猶予	年 年	: 月から : 月まで			
理	由				

市営住宅入居証明書

年 月 日

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

下記のとおり市営住宅に入居している(していた)ことを証明します。

- 1 所 在 地 川越市
- 2 団地名称及び住宅番号 団地 号棟 号室
- 3 入居者氏名
- 4 家 賃 円
- 5 期 間 年 月から 年 月まで

様式第25号(第21条関係)

市営住宅不使用届出書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

所在地川越市団地名称及び住宅番号団地号棟号室入居者氏名

川越市市営住宅条例第22条の規定により、 年 月 日から 年 月 日まで、下記の理由により市営住宅を使用しないので届け出ます。

記

理 由

市営住宅用途併用申請書

年 月 日

(FI)

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

入居者氏名

川越市市営住宅条例第24条ただし書の規定により、下記のとおり市営住宅の一部を住宅 以外の用途に併用したいので関係書類を添付して申請します。

入市居	団	地名	称			団地	住宅	番号		号棟	号室
入居している	所	在	地								
いる宅	構		造				面	積			m^2
用谚	金			面	積		併用却	期間			
								年	月	目から	日間
						\mathbf{m}^2		年	月	日まで	□ [#]
理由											

市営住宅用途併用承認書

様

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが、 年 月 日付けで申請した市営住宅の一部を住宅以外の用途 に併用することについては、下記のとおり承認します。

- 1 所 在 地
- 2 団地名称及び住宅番号
- 3 入居者氏名
- 4 承認する用途等
- 5 承認する条件等
- ※ 承認する用途以外の用途には併用しないこと。

市営住宅模様替え(増築)承認申請書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

入居者氏名

川越市市営住宅条例第25条第1項ただし書の規定により、下記のとおり市営住宅を模様替え(増築)したいので、設計図を添えて申請します。なお、住宅明渡しの際は、自費で原状回復し、又は撤去することを誓約します。

入市居。	団	地名	称			団地	住	宅	番	号		号	·棟	号室
入居している	所	在	地											
い る宅	構		造				面			積				m^2
用途				面	積			m		里	∄			

市営住宅模様替え(増築)承認書

様

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが、 年 月 日付けで申請した市営住宅の模様替え(増築)については、下記のとおり承認します。なお、住宅の明渡しの際は、自費で原状を回復し、又は撤去してください。

記

- 1 団地名称及び住宅番号
- 3 入 居 者 氏 名
- 4 承認する内容等

※住宅明渡しの際は、自費で原状回復し、又は撤去すること。

市営住宅入居世帯異動届

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

所在地 川越市団地名称及び住宅番号団地 号棟 号室入 居 者 氏 名印電 話 番 号

下記のとおり異動があったので、関係書類を添付して、届け出ます。

記

Ħ	翻	≠	屲	Þ	入居者と の 続 柄	#	左	П		左	齢	異				動
共	劉	伯	八	石	の続柄	生.	干	月	Д	#	田田	年	月	日	理	由

※ 添付書類 出生の場合は、世帯全員の住民票の写し 転居、転出及び死亡の場合は、削除を含む世帯全員の住民票の写し

高 額 所 得 者 明 渡 請 求 書

様

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

川越市市営住宅条例第29条第1項の規定により、下記の期日までに市営住宅を明け渡されるよう請求します。

- 1 対 象 住 宅
- 2 明渡し指定期日 年 月 日

市営住宅明渡届出書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

所在地 川越市団地名称及び住宅番号団地 号棟 号室入 居 者 氏 名印

下記のとおり市営住宅を明け渡しますので、川越市市営住宅条例第38条第1項の規定に基づき届け出ます。

- 1 明渡し予定日 年 月 日
- 2 転 出 先
- 3 電話番号

市営住宅明渡請求書

様

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

川越市市営住宅条例第39条第1項の規定により、下記の期日までに市営住宅を明け渡されるよう請求します。

記

- 1 対 象 住 宅
- 2 明渡し指定期日

年 月 日

3 明渡し理由

市営住宅使用申請書

年 月 日

(提出先) 川越市長

> 所 在 地 名 称 代表者氏名 印 電話番号

川越市市営住宅条例第41条第1項の許可を受けたいので、関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

- 1 使用を希望する市営住宅の所在地 川越市
- 2 団地名称及び住宅番号 団地 号棟 号室
- 3 使用目的
- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 その他必要事項

市営住宅使用許可書

様

川越市長

「印

あなたが、 年 月 日付けで申請をした川越市市営住宅条例第41条第1項 の規定による市営住宅の使用については、下記のとおり許可します。

記

1 所 在 地 川越市

2 団地名称及び住宅番号 団地 号棟 号室

3 使 用 料

月額円

4 敷 金 使用時の使用料の3月分

5 使用開始可能日 年 月 日

6 許可の条件

市営住宅使用不許可書

様

あなたが、 年 月 日付けで申請をした川越市市営住宅条例第41条第1項 の規定による市営住宅の使用については、下記の理由により許可しません。

市営住宅使用開始届

年 月 日

(提出先) 川越市長

> 名 称 及 び 代表者氏名

川越市市営住宅条例第41条第3項の規定により 年 月 日に下記の市営 住宅の使用を開始したので関係書類を添付して、届け出ます。

- 1 市営住宅の所在地 川越市
- 2 団地名称及び住宅番号 団地 号棟 号室
- 3 電話番号

市営住宅使用変更申請書

年 月 日

(提出先) 川越市長

> 名 称 及 び 代表者氏名

川越市市営住宅の使用に係る申請内容を変更したいので、川越市市営住宅条例第45条の 規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

使る	所	E 地	川越市		
使用している市営住宅	団 地	名 称	団地	住宅番号	号棟 号室
い宅					
変	変			変	
更	更			更	
内					
容	前			後	
変更	理由				

市営住宅使用変更許可書

様

川越市長

「印

あなたが 年 月 日付けで申請をした川越市市営住宅条例第45条の規定 による市営住宅の申請内容の変更については、下記のとおり許可します。

記

- 1 所 在 地
- 2 団地名称及び住宅番号
- 3 使 用 料

月額円

4 許可の条件

市営住宅使用変更不許可書

様

川越市長

あなたが 年 月 日付けで申請をした川越市市営住宅条例第45条の規定 による市営住宅の使用の変更については、下記の理由により許可しません。

市営住宅使用許可取消通知書

様

川越市長

「印

年 月 日付け第 号による市営住宅使用許可は、川越市市営住宅条例 第46条の規定により取り消します。

- 1 所 在 地
- 2 団地名称及び住宅番号
- 3 明渡し期日 年 月 日
- 4 理 由

市営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

(提出先)	
-------	--

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

所	在	地	川越	市		
	の名称 番号	及び		団地_	号棟	号室
	入 者 氏義人氏					Ø
電	話(自宅	三)				
自動	車の使	用者				
名義	人との	続柄				

川越市市営住宅条例第47条の承認を得たいので、同条例第49条第1項の規定により、関係 書類を添付して、下記のとおり申し込みます。

駐車場の名称	市営住宅	団地駐車場	
自動車の名称			
登 録 番 号			
自動車の寸法	全長	cm 全幅 cr	n 高 さ cm

- ※ 添付書類 自動車検査証の写し(自動車購入予定の場合は、契約書等を仮に提出してください。)
- ※ 自動車検査証の使用者が世帯員以外の場合は、貸与証明書を提出してください。

貸 与 証 明 書

			住所及び	川越市
/ !!:	受	人	団地名称	団地 号棟 号室
借			氏 名	
借	受	冊	自動車の メーカー 及び車名	
1官	文	甲	登録番号	
上	記の	者に	こ車を貸与し	ていることを証明します。
			年 月	日
	(提出 川越 (埼	表市多		社の理事長)
	住所	前(所	在地)	
	名称	「又に	は氏名	
			電	話

市営住宅駐車場使用決定通知書

様

川越市長 <u></u> (埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが 年 月 日付けで行った川越市市営住宅条例第49条第1項の規定による申込みに係る駐車場の使用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

駐	車場	の名	称	市営住宅	団地!	駐車場				
所	右	Ē	地	川越市						
駐	車場の	許可位	辽置	No.						
自	動車	の名	称							
登	録	番	号							
期			間		年	月	日から	年	月	日まで
駐	車	料	金	月額		F	円			
納	其	明	限	駐車料金は、毎月	末まで	に当該	月分を納付	するこ	と。	

市営住宅駐車場使用請書

年 月 日

(印)

	提出先) 川越市長 (埼玉県住宅供給	公社の理事長)				
			所 在 団地名称及 申 込 者	び住宅番号	<u>川越市</u> 団地	号棟
1	駐車場の名称	市営住宅	団地駐車場	No.	-	

2 自動車の名称

3 登録番号

4 使 用 料 円

年 月 日付け第 号をもって駐車場の使用承認を受けました。ついて は、下記の条件を厳守し義務を履行します。

- 1 市長が駐車場の使用の承認を取り消したとき、又は明渡しを請求したときは、直ちに当 該駐車場を返還すること。
- 2 公営住宅法、公営住宅法施行令、川越市市営住宅条例、川越市市営住宅条例施行規則等 の諸規程を厳守すること。

第号年月日

市営住宅駐車場使用開始日通知書

様

川越市長 <u></u> [印 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

川越市市営住宅条例第51条第4項の規定により、駐車場の使用開始日を下記のとおり指定したので通知します。

- 1 駐車場の名称 市営住宅 団地駐車場
 2 所 在 地
 3 駐車場の許可位置 No.
- 4 使用開始指定日 年 月 日
- 5 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

(1)

年度 市営住宅駐車場使用料納付通知書

本書のとおり納めてください。

年 月 日

様

川越市長

囙

川越市 課

電話

(2)

年度 川越市市営住宅駐車場使用料領収済証

納入通知番号 駐車番号

月分 使用料 円	月分使用料 円	月分使用料 円	月分 使用料 円	月分 使用料 円	月分使用料 円
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印
				納自年月日期至年月日	

(3)

年度

川越市市営住宅駐車場使用料 月分納付書

 納期限
 年
 月
 日

 様

納付通知番号	
領収日付印	月 分 使用料 円
	上記のとおり 納付します。

(取扱金融機関保管)

年度川越市市営住宅駐車場使用料 月 分 納 付 済 通 知 書

			納付	·通知	潘号	駐車番号	
領山	仅日付	宇印	⊹ ±	₩п	77 H	月 使用料	分円
			納	期	限 まで	本書のとは通知します	

市営住宅駐車場自動車変更届

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

所		在		地_	川越	市		
団地	也名称	及び	が住宅	三番号_		団地	号棟	号室
申 (名				: 名 名)_				A
電	話		(自	宅)_				
自	動車	の	使	用 者_				
名:	義人	ح	Ø)	続 柄				

市営住宅駐車場の使用自動車を下記のとおり変更したいので、関係書類を添付して、届け出します。

駐車場の名称	市営住宅 団地駐車場
自動車の名称	
登 録 番 号	
許可位置	No.
自動車の寸法	全長 cm 全幅 cm 高さ cm

- ※ 添付書類 自動車検査証の写し(自動車購入予定の場合は、契約書等を仮に提出してく ださい。)
- ※ 自動車検査証の使用者が世帯員以外の場合は、貸与証明書を添えて提出してください。

様式第 49 号(第 41 条関係)

市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予申請書

年 月 日

(提出先) 川越市長

 団 地 名
 団地

 住 宅 番 号 号棟 号室

 申 込 者 氏 名 (名義人氏名)
 印

 電 話(自宅)

川越市市営住宅条例第52条第2項の規定に基づき、下記の理由により、駐車場使用料の減免・徴収猶予を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

理 由

※ 添付書類

- 1 身体障害者手帳の写し
- 2 世帯全員の住民票の写し

市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予通知書

様

川越市長

囙

あなたが 年 月 日付けで申請した駐車場使用料の減免・徴収猶予については、下記のとおり決定したので通知します。

	期		間	月 額	減額決定額納付すべき額(円)
減免		年年	月から 月まで		
徴収猶予		年年	月から 月まで		
理	由				

[※] 減免の期間内に減額の理由が解消したときは、直ちにその旨を申し出ること。

市営住宅駐車場使用許可証明書

年 月

川越市長 印 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

下記のとおり市営住宅駐車場を使用許可していることを証明します。

1	物件の表示	川越市		番	地	団地馬	主車場	No.	
2	申請者住所	川越市		番	地	団地		号棟	号室
	氏 名								
1	使用許可期間		年	月	日から		年	月	日まで

第 号

年 月 日

市営住宅駐車場明渡請求書

様

川越市長 <u></u> [印 (埼玉県住宅供給公社の理事長)

川越市市営住宅条例第54条第1項の規定により、下記のとおり明渡しを請求します。

記

1 明渡し指定期限

年 月 日

2 理 由

市営住宅駐車場明渡届出書

年 月 日

(提出先)

川越市長

(埼玉県住宅供給公社の理事長)

団	地	名			団地
団地名和	你及び住	宅番号_	団地	号棟	号室
申 込	者」	毛 名			
(名 義	人 月	€ 名)_			即
電	話	(自宅)_			
自動耳	車の使	用 者_			
名義	人との	続 柄_			

下記のとおり市営住宅駐車場を明け渡しますので、川越市市営住宅条例施行規則第44条の規定に基づき届け出ます。

駐	車	場	の	名	称	市営住宅			団地駐車場
駐	車 場	の言	许 可	位	置	No.			
明	渡子	定	年	月	日		年	月	Ħ

身 分 証 明 書

第 号

職名

氏 名

上記の者は、川越市市営住宅条例第57条第3項の規定により市営住宅の検査を行う者であることを証明する。

年 月 日発行

川越市長 (埼玉県住宅供給公社の理事長)